

入試合格者既修者認定試験（2026年3月6日施行）

刑事訴訟法 試験問題

【問題】

以下の〈事例〉を読み、〈設問〉すべてに答えなさい。

〈事例〉

- 1 X（男性・42歳）は、令和7年10月31日午後10時50分ころ、甲市にあるJR甲駅の下りホームで、上半身を線路の方に乗り出し、大声で訳のわからないことを喚いているところを、通報により同所に駆けつけた甲警察署所属のP巡査により、同日午後11時48分ころ、保護された。

その際、Xは、ホームの鉄柱やP巡査の足にしがみつくなどして暴れ、氏名、住所を聞かれても答えず、また、警察車両で甲駅から甲警察署に搬送される途中、「覚醒剤を打った。俺を海へ捨ててくれ。」などと口走っていた。

- 2 Xは、翌11月1日午前0時50分ころ、甲警察署の保護室に精神錯乱者として保護されたが、保護室に入ってすぐの、同日午前1時10分ころ、便器に唾を吐き、コップに2杯の水をもらって、砂だらけになっていた口のうがいをした。

その後Xは一睡もせず、Tシャツとパンツのみの下着姿となって奇異な行動に及び、朝になってもこれがやまなかったことから、警察としては、保護の解除は困難と考え、甲保健所にXの精神鑑定を依頼し、同日の午後に至って、精神保健指定医であるA医師から、「Xには覚醒剤中毒の疑いがあり、入院の必要がある」旨言われたため、所要の手続を進めることとなった。

- 3 これと並行して、甲警察署所属のQ警部補らは、Xが保護される際、「覚醒剤を使用した」旨口走っており、左腕内側に注射痕があったことや保護中の言動により、Xが覚醒剤を使用しているとの疑いを抱き、捜査の対象とすることとしたが、Xは正常な判断ができる状態にないため、採尿に対する同意を求めても有効な同意の確保が困難だとみて、強制採尿（対象者の下半身を露出させ、導尿管（カテーテル）を尿道に挿入して膀胱に貯留されている尿を採取する強制処分）の手続によることとして、その準備を開始した。

そして、Q警部補は、Xが入院することに決まった、甲市にあるC総合病院に連絡し、泌尿器科部長を務めるD医師から、同病院において強制採尿を実施してもらう了解を得た上で、Xの覚醒剤取締法違反（使用）の被疑事実に基づき、甲地方裁判所に対して、「強制採尿及び採尿場所への連行に必要とされる令状」（最高裁判所の判例が求める方式を満たすもの。以下同じ。）の請求を行った。

- 4 その後、甲地方裁判所の裁判官から、「強制採尿及び採尿場所への連行に必要とされる令状」の発付を得たQ警部補は、同日午後6時10分ころ、甲警察署の保護室内において、Xの名前を呼び、その両肩をつかんで身体を軽く前後に揺するなどした後、同人に対して

上記令状を示し、「覚醒剤を使用しているかどうか検査するので尿を出してくれるか。」と尋ねたが、Xは終始ぼんやりした様子であったため、自然排尿を求めることは無理だと判断した。

そこで、Q警部補は、「強制採尿のためC総合病院に行くので、服を着てくれ。」と求めたが、Xは反応しなかったため、Xにパジャマを着せ、「これから、採尿のため、C総合病院に行くからな。」と言って、同人を甲警察署のマイクロバスに乗せ、C総合病院に連行した。

- 5 C総合病院に到着後、処置室において、Q警部補は、Xに対して再度上記令状を示した上、D医師とともに、改めて同人に任意の排尿を促したが返答がなかったため、同日午後7時50分ころ、Q警部補の要請により、D医師が医学的に適切とされる手技手順に従い、Xの尿道にゴム製のカテーテルを挿入して、約100ccの尿を採取した。この採尿を実施する間、Xが暴れることはなかった。
- 6 その後、甲県警察本部科学捜査研究所がXの尿の鑑定を行い、採取された尿に覚醒剤が含有されていることが明らかとなった。
- 7 Xによる本件覚醒剤取締法違反（使用）の被疑事実について行われた捜査の結果を踏まえ、担当検察官であるR検事は、令和7年12月1日、Xについて、「被告人は、法定の除外事由がないのに、令和7年10月27日ころから同年10月31日までの間、甲県甲市内及びその周辺において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩類を含有するもの若干量を自己の身体に注射又は服用し、もって覚醒剤を使用したものである」旨の、覚醒剤取締法違反（使用）の罪の公訴事実に基づき、甲地方裁判所に対して公訴を提起した。この公訴事実を、R検事において、公訴提起の当時、証拠上判明していた事実をできる限り詳しく記載したものであった。

<設問>

1. 以下の小問すべてに答えなさい。

(1) 最高裁判所の判例は、捜査機関が強制採尿を実施する上で、いかなる種類(強制処分の類型)の令状に基づき、またその令状にいかなる条件の記載があることを要するとしているか、簡潔に述べなさい。

(2) 本件で実施された、Xに対する強制採尿の適法性について、採尿に伴い、処分を受ける者のいかなる法的利益が侵害されるかを明らかにした上で論じなさい。なお、警察官によるXの保護(警察官職務執行法3条)、甲警察署からC総合病院へのXの連行は、それぞれ適法に行われたものとする。

2. 本件公訴事実、訴因を明示して記載したものといえるか、問題となり得る点を指摘しながら、論じなさい。

(参照条文)

○覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)

(使用の禁止)

第19条 次の掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤を使用してはならない。

- 1 覚醒剤製造業者が製造のため使用する場合
- 2 覚醒剤施用機関において診療に従事する医師又は覚醒剤研究者が施用する場合
- 3 覚醒剤研究者が研究のため使用する場合
- 4 覚醒剤施用機関において診療に従事する医師又は覚醒剤研究者から施用のため交付を受けた者が施用する場合
- 5 法令に基づいてする行為につき使用する場合

(刑罰) ……

第41条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の拘禁刑に処する。

- 1 第19条(使用の禁止)の規定に違反した者

(第1項第2号以下略)